

## 議第2号議案

東大和市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例

上記の議案を提出する。

令和2年3月9日

提出者

東大和市議会議員 森 田 真 一

〃 上 林 真佐恵

東大和市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条第2項の規定に基づき、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置)

第2条 東大和市は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に係る子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である該当施設のうち、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条に定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。